

March 2013

2013年ドイツ旅費精算規定

1. はじめに

1.1. ドイツの旅費規程

- ドイツでは、税法上旅費に関する詳細な規定があり、一定の非課税限度額を超える旅費の補填は課税対象所得と認識される。そのため、多くの会社では税法規定に基づく旅費精算が行われている。独自の旅費規定で精算すること自体に問題はないが、税法規定を超える金額に関しては、毎月差額を集計し、給与計算の中で賃金税の課税をする必要が生ずる。それに対し、税法規定に満たない金額を補填する場合には、その差額は、従業員自身の確定申告において、給与所得から必要経費としての控除が可能である。
- 2007 年末に公表された 2008 年賃金税管理原則 (Lohnsteuerrichtlinie 2008) により、2007 年までの規定に対し、とりわけ「業務出張」および「通常の勤務地」に対する概念が変更された。・ さらに 2009 年 12 月 21 日付連邦財務省通達ならびに 2008 年 7 月 10 日、2009 年 7 月 9 日の連邦財務裁判所の判決により、当初の理解とは異なり、顧客の施設は基本的に通常の勤務地にはならないことが確認された (上記判断に基づき 2011 年より賃金税管理原則に考慮された)。さらに、2011 年 6 月 9 日付け連邦財務裁判所の判決、2011 年 12 月 15 日付の連邦財務省通達により、再び「通常の勤務地」の概念が変更された。

目次

1. はじめに

page 1

2. 非課税限度額/交通費、食事手当、 宿泊費、出張付帯費用

page 4

3. 所得税・賃金税の取扱い

page 7

4. 日本人派遣駐在員にとっての通常の 勤務地の問題

page 8

5. VAT の取扱い

page 9

6. 別表

page 11

1.2. 出張旅費の発生

- 2007 年までは、乗車勤務 (Fahrtätigkeit)、あるいは、移動勤務 (Einsatzwechseltätigkeit) という概念が、業務出張 (Dienstreise) とは別に定義されていたが、2008 年からはこれらは統一的に、職業上の出先勤務 (beruflich veranlasste Auswärtstätigkeit) に統一された。日系企業においては、乗車勤務、あるいは、移動勤務に該当する職務の従業員は多くないと思われ、この変更による影響も多くはないと推定される。
- 税務上の「出張」の定義は、職務上必要となる「出先」における一時的な勤務 (vorübergehende beruflich veranlasste Auswärtstätigkeit) であり、出先とは、自宅もしくは「通常の勤務地」 (regelmässige Arbeitsstätte) 以外の業務遂行の場所とされる。
- 通常の勤務地とは、従業員が持続的に配属され、職務の中心となる場所と定義されている。とりわけ、従業員が所属し、継続的に赴く、雇用主の施設は、通常の勤務地である。典型的には、当該従業員が配属された会社施設の場所 (事務所、工場、営業所、支店など) であるが、逆に他所の自社施設であっても、そこでの勤務が継続的でない場合には、通常の勤務地とはならない。2011 年 6 月 9 日付け連邦財務裁判所の判決、並びに 2011 年 12 月 15 日付の連邦財務省通達によると、「通常の勤務地」の概念は現在有効である 2011 年賃金税管理原則 (Lohnsteuerrichtlinie 2011) での解釈と異なり、従業員が労働契約上、持続的に配属される雇用主の施設、もしくは、最低週に 1 日、または業務の 20% 以上を行う 1 つの雇用主の施設となっている。従って 2008 年度から認識されていた複数の「通常の勤務地」の存在は否定されたことになる。なお、顧客の施設については、2009 年 12 月 21 日付け連邦財務省通達、2008 年 7 月 10 日、2009 年 7 月 9 日の連邦財務裁判所判決により、通常の勤務地に該当しないものとされている (賃金税管理原則に考慮済み)。
- 出先における勤務が一時的 (期限付き) な場合には、その勤務先は (どれほど頻繁に出向いたとしても) 「出先」であり、通常の勤務地ではない。どれほどの期間を一時的と見なすかの判断は現時点では明確にされていない。これに対し、配属先移動による持続的な勤務地の変更 (赴任) は、通常の勤務地が変更となるために、出張ではない。
- 通常の勤務地に関する判定 (そしてそれによる出張か否かの判定) は、会社から旅費を非課税で支給できるかどうかの判断につながる。自宅から通常の勤務地へ出向くことは、「出張」ではなく「通勤」であるから、その費用は旅費精算の対象にはならない。食事手当では考慮されず、交通費も通勤費の枠内でしか補填できない。社有車の使用を認められている従業員に対しては、このような場合、給与計算で通勤距離の調整も考慮しなければならない。
- 同一の出先において同一業務を行う出張に対しては、食事手当での支給に関して、3 ヶ月の限度期間が存在する (下記 1.3 旅費の種類 ② 食事手当の項を参照)。出張期間が 3 ヶ月を超える場合でも、出張であることに変わりはなく、交通費、宿泊費、出張付帯費用の補填は非課税で行なわれるが、食事手当の非課税支給は最大 3 ヶ月間しか認められない。但し、出先がその暦年を通じて「通常の勤務先」 (上記説明) となる場合には、出張ではなくなり、旅費精算の枠自体がなくなるので、費用の精算には注意が必要である。

1.3. 出張旅費の種類

- 税務上、旅費には以下のような費用が含まれる。

① 交通費 (Fahrtkosten)

航空券、電車乗車券、タクシー、レンタカー、自家用車のマイレージなど。会社（又は自宅）を出てから会社（又は自宅）に戻るまでの移動費用。

② 食事手当 (Verpflegungsmehraufwendungen)

日当、Daily Allowance などとも呼ばれる。出張中の飲食費を補填するための手当。

「3ヶ月の限定」：同一の出先に対する継続的な出張の場合、食事手当の非課税支給は3ヶ月に制限される、3ヶ月を超える期間に対する食事手当の支給は、課税対象となる。3ヶ月の期限は、病欠、休暇により中断されない。他の理由により4週間を超えて出張が中断される場合は、新たな3ヶ月の限定期間が開始する。

③ 宿泊費 (Übernachungskosten)

純粋な宿泊費用のみ。ホテルの請求書に記載される、飲食費(ルームサービス、ミニバー)、洗濯代、ビデオ鑑賞等は個人的な出費であり、精算の対象とはならない。例外的に業務上の費用である場合には、その旨を記録した上で接待費或いは出張付帯費用とされる。

④ 出張付帯費用 (Reisenebenkosten)

業務上必要な駐車料金、電話代、手荷物運搬費用、出張中の盗難被害及びその他。

- 出張中に発生した上記4種類以外の費用を旅費精算の中で一緒に精算することは、経理実務上は問題ないが、特に接待費（自社従業員以外と行う業務上の会食）及び贈答品費（土産、プレゼント）は、会計上特別な費用勘定科目に記帳しておく必要がある。また、税務調査などで、旅費精算書だけの提示を求められる場合もあり、旅費以外の費用は別途精算されることが望ましい。
- 罰金の類（駐車違反、スピード違反等）は、たとえ違反行為が業務執行上不可避であったとしても、税法はこのような費用を認めていない。会社がこの種の罰金を負担する場合、本人の所得として課税され、尚且つ会社の費用控除も認められないので注意が必要である。

1.4. 出張旅費精算書

- 出張が認められる為には、それが実際に行なわれた事実、業務上の必要性などを証明するために、出張の記録（旅費精算書）が適切な形で残されていなければならない。その中には、日時、目的地、出張目的、業務内容、移動経路などが含まれていることが必要であり、内部管理用にその他の情報も付加することも有効であろう。
- 一定様式の旅費精算書を使用することが望ましい。様式は、自作でも市販品でも良く、また、旅費精算のITソフトも市販されている。実務上の観点からは、旅費精算書は、他の経理伝票類とは区別してファイルしておくのが便利である。

1.5. 2014年からの主な変更点

- 通常の勤務地に関する概念は上記（1.2.）で説明しているように現時点では賃金税管理原則と異なり判例、通達がベースとなり実務上運用されているが、2014年より所得税法の改正に伴い現在の概念（業務のベースとなる1つの雇用主の施設）が条文として組み込まれる。

- 現在まで出張時間に応じて 3 段階で設定されていた非課税支給可能な食事手当が簡素化され 2 段階となる。特に宿泊を伴う出張の際の出発日、帰社日の食事手当では時間に関係なく 12 ユーロ（ドイツ国内の場合）に統一される。
- 二重家計の際の宿泊費（家賃）補助に関して新たに非課税上限枠が設けられる（月 1000 ユーロ）など。

2. 非課税限度額 / 交通費、食事手当、宿泊費、出張付帯費用

2.1 交通費（国内、国外ともに同じ扱い）

a) 実費精算

- 領収書（又は運賃が記載されたチケット）を添付の上、実費にて精算。

b) マイレージ（Km-Pauschale / Mileage）

- 自家用車を出張に使用した場合、走行距離を記録した上で、以下に示すマイレージを限度に精算出来る。別に、車両維持総費用を按分する方法もあるが、1 年間をベースに計算される必要があり、また実務上問題も多いため推薦出来ず、ここでは省略する。

マイレージ	本人のみ乗車 (Euro / Km)	同乗（出張）者 1 人につき増額 (Euro / Km)
自動車（四輪車）	0.30	0.02
オートバイ、スクーター	0.13	0.01
モペット	0.08	-
自転車	0.05	-

- マイレージには、一般的な車両維持費すべてをカバーする意味があり、ガソリン代の別途精算は認められない。
- 年間 40.000Km を超えるマイレージ精算は、実際のコストを大幅に上回る可能性があり、否認される恐れがある。

2.2 食事手当

- 1 日の出張時間に応じて非課税限度額が定められている。領収書が存在する場合でも、実費精算は不可。
- 出張時間は通常の勤務地（又は自宅）を出てから戻るまでの時間であり、実際の作業時間ではない。時間計算は、ローカルタイムの暦日（0 時から 24 時）をベースとする（ドイツを正午に出発し英国に宿泊する日は時差の為 13 時間であるが、ここでは 12 時間とされる）。3 日以上の場合、中日（なかび）の出張時間は 24 時間となる。
- 16 時以降の出発で、宿泊せずに翌朝 8 時前に帰着の場合は 1 日とみなし、出張時間を通算する（長距離トラックの運転手など特別な場合に適用）。
- 同一日に複数の日帰り出張を行う場合、各々の出張時間を合算する。

- 出張中に接待を行う、あるいは接待を受ける場合でも、食事手当の減額は不要。
- 会社主催の或いは社外の会議、セミナーなどで、プログラムに食事が含まれる場合、食事手当として規定金額を支給すれば、下記のベネフィット査定額を所得課税する必要がある。逆に、食事手当を下記の金額だけ減額すれば所得課税は不要となる。但し 40 ユーロを超える高額の食事では通常の課税が必要となる。

ベネフィット査定額：	朝食	1.60 Euro
(2013 年)	昼食	2.93 Euro
	夕食	2.93 Euro

- 出張中のホテルでの朝食代について、上記の適用を受けるためには、2010 年 3 月 5 日付け連邦財務省通達で求められていた条件に代わり、賃金税通達の改正に基づき 2010 年より（遡及的に）、以下の 2 つの要件を満たせば適用が受けられることとなった。
 - 雇用者が、雇用者と従業者との間で合意した就業規則等に定めた基準に従って、食事を提供すること
 - 請求書が雇用者宛で発行されること（150 Euro 以下の請求額の際にも会社宛請求書が必要）

a) 国内出張

国内出張	出張時間に応じた食事手当 (Euro)			宿泊費 (Euro)
	24時間	24時間未満 14時間以上	14時間未満 8時間以上	定額精算限度額
ドイツ	24	12	6	20

b) 国外出張

国外出張	出張時間に応じた食事手当 (Euro)			宿泊費 (Euro)
	24時間	24時間未満 14時間以上	14時間未満 8時間以上	定額精算限度額
(例) ベルギー	41	28	14	135

- 目的地（国、一部は都市）に応じた限度額が添付別表（8-13 ページ）に定められている。
- 日帰りの国外出張、或いは同一日に日帰りで国内と国外の両方へ出張する場合、国内および国外の出張時間を通算し、当該外国に対する食事手当を適用する。
- 日帰りで複数国の外国へ出張する場合、各々の国の出張時間を通算した上で、最後に業務を行った国の食事手当を適用する。

- 宿泊出張に対しては、当日現地時間の 24 時までには到達した場所（国）の食事手当を適用する。この場所（国）は、通常その日の宿泊地と同じであるが、実際に当日業務を行った場所とは必ずしも一致しない。
- 国外へ出張の中でドイツに帰国する日（帰独の日）に対しては、最後に業務を行った国外の場所（国）の食事手当を適用する。
- 航空機を利用する場合、着陸時刻（現地時間）をもってその国へ到着したものとされる。食事手当では当日現地時間の 24 時に滞在していた場所（国）の適用を受ける。乗り換え、寄航（ストップオーバー）は考慮されない。
- 航空機が翌日到着する場合、出発日には出発国（ドイツ）の、到着日には到着国の食事手当が適用される。到着が翌々日となる場合の 2 日目には、「オーストリア」（オーストラリアではない）の食事手当が適用される。
- 表に記載のない国に対しては、「ルクセンブルグ」の金額が適用される。宿泊費も同様。

2.3 宿泊費

- 宿泊費に関しては、ホテル領収書に基づく実費精算、又は非課税限度額までの定額精算（領収書不要）のどちらかを、同一の旅行中であっても日毎に選択できる。

a) 実費精算

実費精算	宿泊費
国内、国外共に	添付領収書の金額

- 食事、飲物（ミニバー）、クリーニング、ビデオ等の個人的支出は、宿泊費としての精算は出来ない。
- 朝食代が宿泊費に含まれておりその金額が特定できる場合は、実費が課税対象となる。
- 朝食代が宿泊費に含まれておりその金額が特定できない場合、下記の金額が宿泊費から減額される。朝食代が含まれていない事（without Breakfast）が明記されていないと、税務当局は、これを朝食付であると見なすことが多いので、朝食が含まれていない旨の記載を残しておくことが必要。

朝食代	国内	4.80 Euro
減額	国外	該当する国の食事手当24時間の金額の20% (例：ベルギー 41 X 20% = 8.20 Euro)

- 成長促進法に基づいて、2010 年 1 月 1 日以降、ホテルの宿泊に適用される V A T の税率が 19%から 7%へ引下げられたことにより、宿泊費の VAT と朝食代の VAT に対して、異なる税率が適用されることとなったが、2010 年 3 月 5 日付けの財務省通達により、ホテルの請求書に、適用税率が 19%の項目（宿泊に付随する朝食代、インターネット代、駐車料金等）がビジネス・パッケージとして一括して記載されている場合も、朝食代が特定できない場合に含めるものとされた。

- 雇用者が手配したとされる一定の要件を満たす朝食代については、食事手当の 20%（国内の場合、4.80 Euro）を減額するのではなく、ベネフィット査定額(1.60 Euro)を適用することが可能となる（2.2 食事手当で参照）。

b) 定額精算

国内出張	出張時間に応じた食事手当 (Euro)			宿泊費 (Euro)
	24時間	24時間未満 14時間以上	14時間未満 8時間以上	定額精算限度額
ドイツ	24	12	6	20

国外出張	出張時間に応じた食事手当 (Euro)			宿泊費 (Euro)
	24時間	24時間未満 14時間以上	14時間未満 8時間以上	定額精算限度額
(例) ベルギー	41	28	14	135

国外出張に関しては、別表参照

- 機内泊、車内泊に対して追加的に宿泊費の定額精算をすることは認められない。
- 雇用関係による理由から、宿泊費の全額、又は一部が免除された場合（例えば取引先がホテル代を負担した）は、定額精算は不可。

2.4 出張付帯費用

- 出張に直接関連する業務上の費用で、交通費、食事手当又は宿泊費に該当しないもの。駐車料金、手荷物料金、電話代、個人の所有する車の交通事故による被害あるいは個人所持品の盗難被害など（個人の被害を会社負担とするか否かは各社の内部決定事項であるが、ここでは、適切な記録資料の存在の下で、旅費として所得課税なしの経費処理が可能であることを示す）。
- 領収書等に基づく実費精算のみ可能。

3. 所得税・賃金税の取扱い

- 上記に述べた旅費精算の方法は、所得税上の非課税限度額を示している。従って、この限度額の範囲内で精算が行われる場合には、所得税上の問題は起こらない。
- 会社としてこれとは異なる規定（独自の規定、親会社規定、又は労働協約による規定など）を採用するところもある。特に、マイレージ、食事手当等の項目において、社内規定と税務上の規定とが異なるケースが多い。このような場合には、最低限源泉徴収の調整が必要であるかどうかのチェックが必要になる。

- 限度額を超える金額が支給される場合、超過金額は賃金税（および社会保険料）の対象となる。これは超過金額を集計し、該当者の給与計算書の中で源泉課税をすることを意味する。同一時点で精算される複数の旅費精算書の中では、税務上の限度額を超えた金額と、限度額に満たない金額の相殺を行うことも認められる。この場合には、その精算の中で超過した合計金額が源泉課税（および社会保険料）の対象となる。限度額に達しない精算金額は、従業員個人の所得税確定申告で控除を申請することが出来る。
- 限度額を超える場合の課税は、基本的には当該従業員の給与計算の中で個別に課税される。ただし、食事手当の超過金額のうち、その限度額自体と同額までの金額に対しては、25%の一括課税が認められる（しかし、一括課税の為の給与計算手続きが発生することには変わらない）。食事手当の超過金額が、その限度額自体と同額までの金額を超える部分は、通常の源泉課税の対象となる。
- 航空会社などの特典（ポイント、マイレージ等）に関し、業務上取得された特典を雇用主に還元する義務のない（つまり個人的に享受することが認められる）雇用関係においては、特典が使用（消費）された時点で、航空会社が一括課税を行なった旨を利用者に通知していれば、その後の課税は発生しない。航空会社が一括課税をしない場合は（このケースのほうが一般的であると思われる）、使用された特典の対価が一年間で1,080 ユーロを超える場合には、超過額が所得課税の対象となる。
- 出張目的に関し、業務上の必要性、適正性などが明確でない場合、旅費の補填は個人の所得とみなされる恐れがあるので、証拠書類を充実しておくことが望まれる。近年税務当局は、観光地で行なわれる会議、娯楽プログラム付の会議、配偶者同伴の出張、週末・休暇を含む日程などに関し、厳しく調査する傾向にある。一方で帰国日を週末にすれば、航空券のディスカウントが追加のホテル代を上回る場合も現実にある。いずれにせよ、事情を文書に残すことにより、業務上の必要性を否定されないようにすることが重要である。
- 出張の日程内に個人的な活動が含まれる場合（例えば出張先で業務終了後に休暇を取る場合）には、経費を出張経費、個人経費と混合経費に区分し、混合経費について、何らかの証明可能な法則（時間、量、面積、人数など）に基づき出張経費と個人費用を分ける必要がある。なお、混合経費の振り分けができない場合には、混合経費が全額個人費用とみなされる可能性があるため、振り分けは重要である。なお、業務活動の比重が10%未満の場合、つまり個人の関心が90%を超える場合は混合経費全額が個人費用とみなされ、逆に個人活動の比重が10%未満の場合、混合経費全額は出張経費となる。

4. 日本人派遣駐在員にとっての通常の勤務地の問題

- 2010年7月12日付けのラインラント上級税務局の内部通達34号において、日本からドイツへ派遣される駐在員にとって、派遣先のドイツ子会社が「通常の勤務地」に当てはまらないとするケースが公表された。（ただし、この内部通達はドイツの他の地域に対する拘束力はないことに注意）。それによると、日本人駐在員が受け入れ先のドイツ子会社に派遣されるケースで、以下の場合には、ドイツ子会社での勤務は、「出先勤務（出張）」となる。
 - ドイツ子会社と直接雇用契約を結んでいないこと（＝ドイツの法律上「雇用主」とみなされない）
 - 派遣について期間が限定されていること（「一時的な勤務」とみなすことができる）

- 仮に上記の取扱いが認められる場合、ドイツにおける雇用主負担の住居費、通勤費、食事手当（3ヶ月間）は、日本の住居が維持されており、いつでも使用できる状態にある時（賃貸している場合は除く）、基本的に非課税扱いとすることができるものと考えられる。なお、住居費に関しては、家族を帯同している場合は60平方メートルをめぐり業務上の宿泊費とみなされる（それ以上の部分は課税対象）。
- ラインラント上級税務局の所轄地域以外の地域において、上記の取扱いが認められるのかについては、所轄の税務署への事前照会をお勧めする（2011年1月4日付けでミュンスター上級税務局も同様の内部通達を公表している）。

5. VATの取扱い

- ドイツ国内で発生した旅費の中には、ドイツのVATが課せられているものが多い。これらのVATは、（VAT申告を行っている会社は）事業者として還付を受けることが可能である。この場合、旅費精算書が整備されていることに加え、VATの還付条件（インボイスの形式要件・記載事項、業務上の費用）が満たされていることが必要である。外国のVATについても、還付を受ける可能性はあるが、還付申請の手間費用なども発生する。
- VATの還付を申請するには、インボイス（Invoice/Rechnung：請求書、または、Receipt/Quittung領収書）が不可欠である。この場合、インボイスの形式要件に注意が必要である。インボイスには、発行業者の名称・アドレス・納税者番号またはVAT識別番号/受領者（従業員ではなく会社）の名称・アドレス/発行日/インボイス番号/請求内容/サービス供与の日付/対価（請求金額）/税率および税額などの記載が必要である。150ユーロまでの小額インボイスの場合には、発行者の名称・アドレス/発行日/請求内容/請求金額/税率或いは税額が記載されていれば良い（しかし小額インボイスでも、宛先が従業員となっている場合にはVAT還付は認められない）。特にホテル或いはレンタカー会社からのインボイスには、出張者の個人名ではなく、会社名を宛先として発行されるように、事前に依頼することが重要である。そうしておかないとVATの還付が否認されてしまう。インボイス上に、宿泊者あるいは使用者として個人名が追加記載されることに問題はない（むしろ望ましい）。
- 公共交通機関を利用する場合には、インボイスを入手できない場合もある。このような場合、切符（チケット）に、業者の名称・アドレス/発効日/合計金額/税率または距離などが漏れなく記載されていれば、インボイスと同等とみなされ、VATの還付が認められる。公共交通機関の運賃は、50 Km以内は7%のVATが課せられているとみなされる。
- タクシーの領収書に関しは、通常同じ市町村内の、あるいは50 Km以内の走行である場合には、7%の税率とみなされる。150ユーロを超える運賃の場合には、（上記の）インボイス要件を満たしていることが必要である。
- 定額精算を行う場合のVAT還付は現在認められていない。例外的に食事手当に関しては、会社宛に発行された形式要件を満たすインボイスが存在する場合に、従業員に支給された金額に含まれるVAT金額までは、還付の対象となる。しかし、インボイスが存在しても、所得税上の非課税限度額（上記2.2参照）に変化はないので、限度額を超える金額を支給する場合には、所得課税が発生する。

- 個人所有の自家用車を業務出張に使用した時に会社から補填されるマイレージ（0.30 Euro/km）に関しても、VAT の還付は受けられない。

別表. 国外出張の食事手当および宿泊費の非課税限度額一覧表

(2013年から有効な金額)

	出張時間に応じた食事手当の非課税限度額			宿泊費
国または地域 ドイツ語（英語）表記	24 時間	24 時間未満 14 時間以上	14 時間未満 8 時間以上	定額精算限度額
	Euro	Euro	Euro	Euro
Afghanistan	30	20	10	95
Ägypten (Egypt)	30	20	10	50
Äthiopien	30	20	10	175
Äquatorialguinea	50	33	17	226
Albanien	23	16	8	110
Algerien	39	26	13	190
Andorra	32	21	11	82
Angola	77	52	26	265
Antigua und Barbuda	42	28	14	85
Argentinien	36	24	12	125
Armenien	24	16	8	90
Aserbaidshan	40	27	14	120
Australien (Australia)				
— Canberra	58	39	20	158
— Sydney	59	40	20	186
— Im Übrigen (Other area)	56	37	19	133
Bahrain	36	24	12	70
Bangladesch	30	20	10	75
Barbados	42	28	14	110
Belgien (Belgium)	41	28	14	135
Benin	41	28	14	90
Bolivien	24	16	8	70
Bosnien-Herzegowina	24	16	8	70
Botsuana	33	22	11	105
Brasilien				
— Brasilia	53	36	18	160
— Rio de Janeiro	47	32	16	145
— Sao Paulo	53	36	18	120
— Im Übrigen (Other area)	54	36	18	110
Brunei (Darussalam)	36	24	12	85
Bulgarien (Bulgaria)	22	15	8	72
Burkina Faso	36	24	12	100
Burundi	47	32	16	98
Chile	40	27	14	130
China				
— Chengdu	32	21	11	85
— Hongkong	62	41	21	170
— Peking	39	26	13	115
— Shanghai	42	28	14	140

	出張時間に応じた食事手当の非課税限度額			宿泊費
国または地域 ドイツ語（英語）表記	24 時間	24 時間未満 14 時間以上	14 時間未満 8 時間以上	定額精算限度額
— Im Übrigen (Other area)	33	22	11	80
Costa Rica	32	21	11	60
Cote d'Ivoire	54	36	18	145
Dänemark (Denmark)	60	40	20	150
Dominica	36	24	12	80
Dominikanische Republik	30	20	10	100
Dschibuti	48	32	16	160
Ecuador	39	26	13	55
El Salvador	46	31	16	75
Eritrea	30	20	10	58
Estland (Estonia)	27	18	9	85
Fidschi	32	21	11	57
Finnland (Finland)	39	26	13	136
Frankreich (France)				
— Paris ¹	58	39	20	135
— Straßburg (Strasbourg)	48	32	16	89
— Lyon	53	36	18	83
— Marseille	51	34	17	86
— Im Übrigen (Other area)	44	29	15	81
Gabun	60	40	20	135
Gambia	18	12	6	70
Georgien	30	20	10	80
Ghana	38	25	13	130
Grenada	36	24	12	105
Griechenland (Greece)				
— Athen	57	38	19	125
— Im Übrigen (Other area)	42	28	14	132
Guatemala	33	22	11	90
Guinea	38	25	13	110
Guinea-Bissau	30	20	10	60
Guyana	36	24	12	90
Haiti	50	33	17	111
Honduras	35	24	12	115
Indien				
— Chennai	30	20	10	135
— Kalkutta	33	22	11	120
— Mumbai	35	24	12	150
— Neu Delhi	35	24	12	130
— Im Übrigen (Other area)	30	20	10	120
Indonesien	39	26	13	110
Iran, Islamische Republik	30	20	10	120
Irland	42	28	14	90
Island	53	36	18	105
Israel	59	40	20	175

¹ including the Departments of Haute-Seine, Seine-Saint Denis and Val-de-Marne

	出張時間に応じた食事手当の非課税限度額			宿泊費
国または地域 ドイツ語（英語）表記	24 時間	24 時間未満 14 時間以上	14 時間未満 8 時間以上	定額精算限度額
Italien (Italy)				
— Mailand (Milan)	39	26	13	156
— Rom (Rome)	52	35	18	160
— Im Übrigen (Other area)	34	23	12	126
Jamaika	48	32	16	145
Japan				
— Tokio (Tokyo)	53	36	18	153
— Im Übrigen (Other area)	51	34	17	156
Jemen	24	16	8	95
Jordanien	36	24	12	85
Kambodscha	36	24	12	85
Kamerun	40	27	14	130
Kanada (Canada)				
— Ottawa	36	24	12	105
— Toronto	41	28	14	135
— Vancouver	36	24	12	125
— Im Übrigen (Other area)	36	24	12	100
Kap Verde	30	20	10	55
Kasachstan	30	20	10	100
Katar	56	37	19	170
Kenia	35	24	12	135
Kirgisistan	18	12	6	70
Kolumbien	24	16	8	55
Kongo, Republic	57	38	19	113
Kongo, Demokratische Republik	60	40	20	155
Korea, Demokratische Volksrepublik (North Korea)	42	28	14	90
Korea, Republik	66	44	22	180
Kosovo	26	17	9	65
Kroatien	29	20	10	57
Kuba	48	32	16	80
Kuwait	42	28	14	130
Laos	33	22	11	67
Lesotho	24	16	8	70
Lettland (Latvia)	18	12	6	80
Libanon (Lebanon)	44	29	15	120
Libyen	45	30	15	100
Liechtenstein	47	32	16	82
Litauen (Lithuania)	27	18	9	100
Luxemburg	47	32	16	102
Madagaskar	38	25	13	83
Malawi	39	26	13	110
Malaysia	36	24	12	100
Malediven	38	25	13	93
Mali	40	27	14	125
Malta	30	20	10	90

	出張時間に応じた食事手当の非課税限度額			宿泊費
国または地域 ドイツ語（英語）表記	24 時間	24 時間未満 14 時間以上	14 時間未満 8 時間以上	定額精算限度額
Marokko (Morocco)	42	28	14	105
Mauretanien	48	32	16	89
Mauritius	48	32	16	140
Mazedonien (Macedonia)	24	16	8	95
Mexiko	36	24	12	110
Moldau, Republik	18	12	6	100
Monaco (Monaco)	41	28	14	52
Mongolei	29	20	10	84
Montenegro	29	20	10	95
Mosambik	30	20	10	80
Myanmar (former Burma)	46	31	16	45
Namibia	29	20	10	85
Nepal	32	21	11	72
Neuseeland	47	32	16	98
Nicaragua	30	20	10	100
Niederlande (Netherlands)	60	40	20	115
Niger	36	24	12	70
Nigeria	60	40	20	220
Norwegen (Norway)	64	43	22	182
Österreich (Austria)	29	20	10	92
Oman	48	32	16	120
Pakistan				
— Islamabad	24	16	8	150
— im Übrigen (other area)	24	16	8	70
Panama	45	30	15	110
Papua-Neuguinea	36	24	12	90
Paraguay	36	24	12	61
Peru	38	25	13	140
Philippinen	30	20	10	90
Polen (Poland)				
— Warschau, Krakau	30	20	10	90
— Im Übrigen (Other area)	24	16	8	70
Portugal (Portugal)				
— Lissabon (Lisbon)	36	24	12	95
— Im Übrigen (Other area)	33	22	11	95
Ruanda	36	24	12	135
Rumänien (Romania)				
— Bukarest (Bucharest)	26	17	9	100
— Im Übrigen (Other area)	27	18	9	80

	出張時間に応じた食事手当の非課税限度額			宿泊費
国または地域 ドイツ語（英語）表記	24 時間	24 時間未満 14 時間以上	14 時間未満 8 時間以上	定額精算限度額
Russische Föderation (Russia)				
— Moskau (Moscow) ²	48	32	16	135
— Moskau (Moscow) ³	33	22	11	0
— St. Petersburg	36	24	12	110
— Im Übrigen (Other area)	36	24	12	80
Sambia	36	24	12	95
Samoa	29	20	10	57
Sao Tome und Principe	42	28	14	75
San Marino	41	28	14	77
Saudi-Arabien				
— Djidda	48	32	16	80
— Riad	48	32	16	95
— Im Übrigen (Other area)	47	32	16	80
Schweden (Sweden)	72	48	24	165
Schweiz (Switzerland)				
— Genf	62	41	21	174
— Im Übrigen (Other area)	48	32	16	139
Senegal	42	28	14	130
Serbien	30	20	10	90
Sierra Leone	39	26	13	82
Simbabwe	47	32	16	135
Singapur	53	36	18	188
Slowakische Republik (Slovakia)	24	16	8	130
Slowenien (Slovenia)	30	20	10	95
Spanien (Spain)				
— Barcelona, Madrid	36	24	12	150
— Kanarische Inseln	36	24	12	90
— Palma de Mallorca	36	24	12	125
— Im Übrigen (Other area)	36	24	12	105
Sri Lanka	40	27	14	118
St. Kitts und Nevis	36	24	12	100
St. Lucia	45	30	15	105
St. Vincent und die Grenadinen	36	24	12	110
Sudan	32	21	11	120
Südafrika				
— Kapstadt	30	20	10	90
— Im Übrigen (Other area)	30	20	10	80
Südsudan	46	31	16	134
Suriname	30	20	10	75
Syrien	38	25	13	140
Tadschikistan	24	16	8	50
Taiwan	39	26	13	110

² Except German Embassy visitor's apartment.

³ German Embassy visitor's apartment. If rent is paid for these apartments, EUR135 can be applied.

Tansania	39	26	13	165
	出張時間に応じた食事手当の非課税限度額			宿泊費
国または地域 ドイツ語（英語）表記	24 時間	24 時間未満 14 時間以上	14 時間未満 8 時間以上	定額精算限度額
Thailand	32	21	11	120
Togo	33	22	11	80
Tonga	32	21	11	36
Trinidad und Tobago	59	40	20	145
Tschad	47	32	16	151
Tschechische Republik (Czech)	24	16	8	97
Türkei (Turkey)				
— Izmir, Istanbul	41	28	14	100
— Im Übrigen (Other area)	42	28	14	70
Tunesien (Tunisia)	33	22	11	80
Turkmenistan	28	19	10	87
Uganda	33	22	11	130
Ukraine	36	24	12	85
Ungarn (Hungary)	30	20	10	75
Uruguay	36	24	12	70
Usbekistan	30	20	10	60
Vatikanstaat (Vatican City)	52	35	18	160
Venezuela	48	32	16	207
Vereinigte Arabische Emirate (the United Arab Emirates)	42	28	14	145
Vereinigte Staaten (USA)				
— Atlanta	40	27	14	115
— Boston	42	28	14	190
— Chicago	44	29	15	95
— Houston	38	25	13	110
— Los Angeles	50	33	17	135
— Miami	48	32	16	120
— New York City	48	32	16	215
— San Francisco	41	28	14	110
— Washington, D.C.	40	27	14	205
— Im Übrigen (Other area)	36	24	12	110
Vereinigtes Königreich (UK)				
— London	57	38	19	160
— Im Übrigen (Other area)	42	28	14	119
Vietnam	36	24	12	97
Weißrussland (White Russia)	27	18	9	109
Zentralafrikanische Republik	29	20	10	52
Zypern (Cyprus)	39	26	13	90

KPMG Global Japanese Practice in Germany Contacts

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

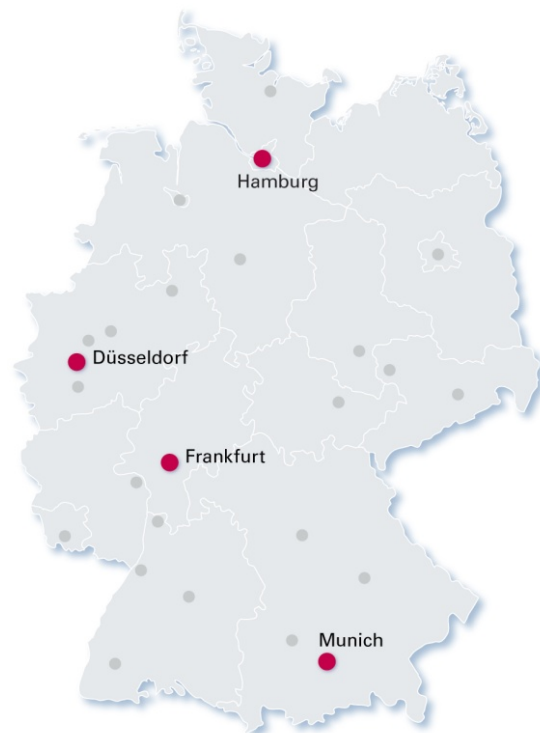
KPMG
ハンブルグ事務所
Michaelis Quartier
Ludwig-Erhard-Str. 11-17
20459 Hamburg
T 040-32015-5849
F 040-32015-5280
岩宮 晋伍 (いわみや しんご)

KPMG
デュッセルドルフ事務所
Tersteegenstr. 19-31
40474 Düsseldorf
T 0211-475-7336
F 0211-475-6336
竹下 晋平 (たけした しんぺい)
鈴木 雄飛 (すずき ゆうひ)
美田 宏子 (みた ひろこ)
斎藤 陽子 (さいとう ようこ)

KPMG
フランクフルト事務所
THE SQUIRE, Am Flughafen
60549 Frankfurt am Main
T 069-9587-1909
F 01802 11991-1531
神山 健一 (こうやま けんいち)
関 清 (せき きよし)
中尾 弘太郎 (なかお こうたろう)
Schäfer 明子 (シェーファー・あきこ)
Ecker 美穂 (エッカー・みほ)
久原 悠子 (くばら ゆうこ)

KPMG
ミュンヘン事務所
Ganghoferstr. 29
80339 München
T 089-9282-3938
F 01802-11991-4948
小林 拓也 (こばやし たくや)
Berghammer Aya (ベルカマ・あや)

EUREVISIO GmbH
THE SQUIRE, Am Flughafen
60549 Frankfurt am Main
T 069 380796 516
F 069 380796 100
武部 尚美 (たけべ なおみ)



発行責任者

Jörg Grünenberger (Responsible*)
T +49 211 475-6404
jgruenenberger@kpmg.com

www.kpmg.de

*Responsible according to German Law
(§ 7 (2) Berliner PresseG)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation. Our services are provided subject to our verification whether a provision of the specific services is permissible in the individual case.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2013 KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, a subsidiary of KPMG Europe LLP and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative („KPMG International“), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks of KPMG International.